

木津東地区土地区画整理準備組合業務代行予定者選定委員会規約（案）

（設置）

第 1 条 木津東地区土地区画整理準備組合（以下「準備組合」という。）が木津東地区における土地区画整理事業を業務代行方式にて実施することを前提に、業務代行予定者選定に係る募集に応募した者の資格審査、プレゼンテーションによる事業計画等の提案に関して、その選定を公平・中立な視点より適正かつ合理的に審査を行うため、木津東地区土地区画整理準備組合業務代行予定者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（資格）

第 2 条 委員会を構成するものは、木津東地区の地権者及び学識経験者とする。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、業務代行予定者決定までとする。

- 2 補欠又は増員のため就任した委員の任期は前項の規定にかかわらず前任者又は現任者の残任期間とする。

（組織）

第 4 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員の人数は 15 人以内とし、次の各号のとおりとする。

- (1) 委員長 1 人
- (2) 副委員長 2 人
- (3) 学識経験者 2 人
- (4) 委員 10 人以内

- 3 準備組合役員は委員会の委員を兼任し、その他の委員は準備組員より立候補により選任する。
- 4 委員長及び副委員長には委員会委員として選任された者の中から互選により選任する。
- 5 学識経験者は土地区画整理事業に精通し、学術的見地より委員会にて助言・提案する者として別途選任する。

（職務）

第 5 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長の職にある委員が、その職務を代理する。

(委員会の運営事項)

第6条 委員会は準備組合を代表し、その運営にあたっては次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 業務代行予定者選定にかかる募集要項の作成・審議に関すること。
- (2) 業務代行予定者選定にかかる審査基準の作成・審議に関すること。
- (3) 業務代行予定者募集及び審査基準の準備組合総会への審議議決に関すること。
- (4) 業務代行予定者選定にかかる応募企業のプレゼンテーションの実施に関すること。
- (5) 業務代行予定者決定のための審査に関すること。
- (6) 業務代行予定者決定にかかる決定・報告に関すること。
- (7) 業務代行予定者決定までに要するその他すべての事務手続きに関すること。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、第4条に規定する委員会の構成員（以下「構成員」という。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した構成員の過半数の賛成により決する。
- 4 会議は、非公開とする。

(解散)

第8条 委員会は、業務代行予定者の決定後解散する。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、準備組合事務局が実施する。

(雑則)

第10条 選定委員会は、提案参加事業者及びその関係者等の利害を有するものとの接触及び飲食接待や金品、物品等の授受等による利益又は便宜の供与を受ける行為を禁止する。

- 2 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この規約は、準備組合総会にて審議議決された日から施行する。